

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月29日
【会社名】	京セラ株式会社
【英訳名】	KYOCERA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 谷本 秀夫
【本店の所在の場所】	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
【電話番号】	075 (604) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務（経営管理本部長） 青木 昭一
【最寄りの連絡場所】	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
【電話番号】	075 (604) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務（経営管理本部長） 青木 昭一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,655,961,600円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社 法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年5月29日開催の取締役会において、第65期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の計算書類を承認いたしました。また、2019年5月29日付で臨時報告書を提出しています。

これらに伴い、2019年3月29日に提出した有価証券届出書及び2019年4月25日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の添付書類を追加するとともに、当該臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するために、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

第65期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

（前略）

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年3月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長に提出

（訂正後）

（前略）

3【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書を2019年5月29日に関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年3月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年3月29日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月29日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。